

めがねのまちさばえ応援企業・団体認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鯖江市（以下「市」という。）とともにシティプロモーション活動を推進する民間企業・団体をめがねのまちさばえ応援企業・団体（以下「応援企業・団体」という。）として認定し、「めがねのまちさばえ」の地域ブランド確立の推進を図ることを目的とする。

(認定要件)

第2条 応援企業・団体の認定要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者でないこと（同条第1項第1号に規定する料理店およびカフェーにおいて営業を行う者を除く。）。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかを実施しているまたは実施しようとしていること。
 - ア 「めがねのまちさばえ」の知名度、認知度を向上させるための取組
 - イ 観光振興に関する取組
 - ウ ふるさと鯖江への愛着心の向上に向けた取組
 - エ 地方創生に関する取組
 - オ 地域産業振興に関する取組
 - カ 若者の雇用促進に関する取組
 - キ 子育て支援に関する取組
 - ク 名刺など印刷物への「めがねのまちさばえ」PRマークの使用
 - ケ 社屋、営業車などへの「めがねのまちさばえ」PRマークの使用

(申請)

第3条 応援企業・団体の認定を受けようとする企業・団体は、申込書（様式第1号）に必要な書類を添付し、申請を行うものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、認定要件を満たしているか審査を行う。

(認定等)

第5条 市長は、前条の審査の結果、認定要件を満たしている企業・団体を応援企業・団体に認定し、認定状（様式第2号）を交付するものとする。

(認定期間)

第6条 認定期間は応援企業・団体として認定を受けた日から2年間とする。ただし、期間終了後に、市および認定を受けていた企業に異議が無いときは、認定期間を自動的に更新するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、応援企業・団体の認定を取り消すことができる。

- (1) 応援企業・団体が市の信用を失墜し、業務を妨害し、または事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (2) 応援企業・団体が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (3) 応援企業・団体から認定を取り消すよう要望があったとき。
 - (4) その他市の進めるシティプロモーション事業に支障があると市長が認めるとき。
- (損害等に対する責任)

第7条 この要綱による応援企業・団体の認定は、応援企業・団体として認定した企業・団体の行う事業等に対して市の推奨、協賛等を行うものではなく、市は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

- 2 市は、応援企業・団体の認定を取り消したことにより生じた損害に対し、その責任を一切負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年8月20日から施行する。